

令和 7 年度吉野町障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

令和 7 年 4 月 1 日

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、平成 29 年度における障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定める。

2 適用範囲

吉野町のすべての行政組織が発注可能な物品等の調達に適用する。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく事業所等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法第 18 条第 3 項の規定により、必要な費用の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用推進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障がい者多数雇用事業所（次の要件の全てを満たすもの）
 - ① 障がい者の雇用者数が 5 人以上
 - ② 障がい者の割合が従業員の 20% 以上
 - ③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が 30% 以上
- (4) 障害者雇用推進法に基づく在宅就業障がい者等
 - ア 在宅就業障がい者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）
 - イ 在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体）

4 調達を推進する物品等及びその調達目標

障がい者就労施設等が供給することが可能な物品の購入及び役務の提供を調達推進項目とし、令和 7 年度の調達目標金額は 50 万円以上とする。

5 調達推進方法

本町における障がい者就労施設等からの物品調達のための取組は、次のとおりとする。

- (1) 障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、全庁的な取り組みを推進する。
- (2) 障がい者就労施設等から調達可能な物品等の情報を収集し、これらの情報に基づき各課等に対して情報提供し、障がい者就労施設等への発注に努める。
- (3) 障がい者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号による随意契約の規定を活用する。

6 調達推進方針及び調達実績の公表

- (1) 障がい者就労施設等からの物品等の調達推進方針を策定したときは、町ホームページ等で公表する。
- (2) 調達実績は会計年度終了後に取りまとめ、町ホームページ等で公表する。

7 担当窓口

本方針の担当窓口は長寿福祉課とする。

資料

(調達先の分類)

a	就労継続支援 A 型・B 型	障害者総合支援法第 5 条第 14 項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第 5 条第 13 項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護	障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼食、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障がい者支援施設	障害者総合支援法 5 条第 11 条に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
	地域活動支援センター	障害者総合支援法 5 条第 25 項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障がい福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障がい者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認可を受けた会社。
	重度障がい者多数雇用事業所	重度身体障がい者等を常時労働者として多数雇いいれるか、継続して雇用している事業主。
	在宅就業障がい者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体。

(物品・役務の品目)

	品 目	具 体 例
物 品	①事務用品・書籍	筆記用具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍など
	②食料品・飲料	パン、弁当、おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料 コーヒー・茶、米、野菜、果物など
	③小物雑貨	衣服、身の回り品、装身具、食器類、絵画、彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗など
	④その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、ブランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品
役 務	①印刷	ポスター、チラシ、リーフット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	②クリーニング	クリーニング、リネンサプライなど
	③清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理など
	④情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データー入力、集計、テープ起こしなど
	⑤飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店など
	⑥その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分類など

